

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例

申請等の手引き

(第1版)

1	条例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 1
2	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 4
3	条例の対象となる盛土等・・・・・・・・	p. 6
4	届出等の処理の流れ・・・・・・・・・・	p. 10
4-2	届出前に行う手続・・・・・・・・・・	p. 12
4-3	盛土等届出書の作成・・・・・・・・・・	p. 15
	提出書類等のチェックリスト・・・・・・・・	p. 17
5	届出後に行う手続・・・・・・・・・・	p. 20
6	施工中に行う手続・・・・・・・・・・	p. 33
7	完了、廃止、休止時に行う手続・・・・	p. 42
8	変更に関する手続・・・・・・・・・・	p. 43
9	土石を発生させる者の注意事項・・・・	p. 44
10	土石を発生させる者が作成する書類・・・・	p. 45

令和7年5月

静岡県　くらし・環境部　環境局　生活環境課

1 条例の概要

(1) 条例制定及び改正の経緯

本県では、令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害を受けて、二度と同様の災害を発生させないために、盛土等の規制を図るために「静岡県盛土等の規制に関する条例」(以下「盛土条例」という。)を令和4年3月に制定しました。

一方、国においても盛土等に伴う災害の防止を図るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」という。)が成立し、令和7年5月から全国一律の基準で災害防止の規制が行われることとなりました。

盛土規制法との規制の重複を避けるため、盛土条例から災害防止に関する規定を削除するほか、環境保全の規制の合理化などのために、令和7年3月に盛土条例を「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例」(以下「盛土環境条例」という。)へ改正しました。

(2) 目的

生活環境の保全のための基準等を規定し、それらの遵守により、生活環境の保全を図ることとしています。

条例第1条 目的

この条例は、盛土等^①による環境の汚染の防止のため必要な規制を行うことにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。

①盛土等…盛土、埋立てその他の土地への土石の堆積をいう。(条例第2条第1項第1号)

(3) 盛土環境条例で改正された主な内容

①盛土規制法に委ねる災害の防止に関連する規定を削除

②盛土条例の生活環境の保全に関する枠組みを維持した上での合理化や簡略化

③許可制から届出制へ(条例第9条)

・下記のうち盛土等区域の面積が1,000㎡以上のものを届出の対象と規定

ア 盛土規制法の対象となる盛土、堆積

イ 埋立て(建築物や工作物の解体・撤去に伴う埋立てを除く)

・ただし、現地流用による盛土等は届出の対象から除くことを規定

④周辺地域の住民への周知(条例第10条)

・埋立てについては、周辺住民への説明会や回覧などにより周知することを規定

⑤水質・土壌の分析調査を不要とする要件を規則で定めることを規定(条例第14条)

(4) 盛土環境条例施行規則で改正された主な内容

①土石搬入前の汚染のおそれの確認に使用する書類を追加（規則第9条）

- ・再生資源利用促進計画書等
- ・採石法、砂利採取法の認可書

②盛土等を形態で区分して規制（規則第12条）

- ・宅地造成、工場用地の造成など、都市計画法第4条12項の定義に該当する盛土等であって、土石の搬入前に汚染のおそれのないことを県に報告し、県で土石に汚染のおそれがないことを確認できれば、水質や土壌の分析調査は不要とすることを規定
- ・「開発型盛土」、「一時堆積（土石の堆積）」に該当しない「処分型盛土」、「埋立て」については、これまでどおりの規制を維持
- ・ストックヤード^{*1}や土壌改良プラント^{*2}などの一時堆積については、土石の搬入前の汚染のおそれの確認及び県への報告は必要とするが、水質や土壌の分析調査は不要とすることを規定

^{*1}ストックヤード：再利用や再販を目的として一時的に土石を積み重ねて保管する場所

^{*2}土壌改良プラント：土石を改良土に再生する施設

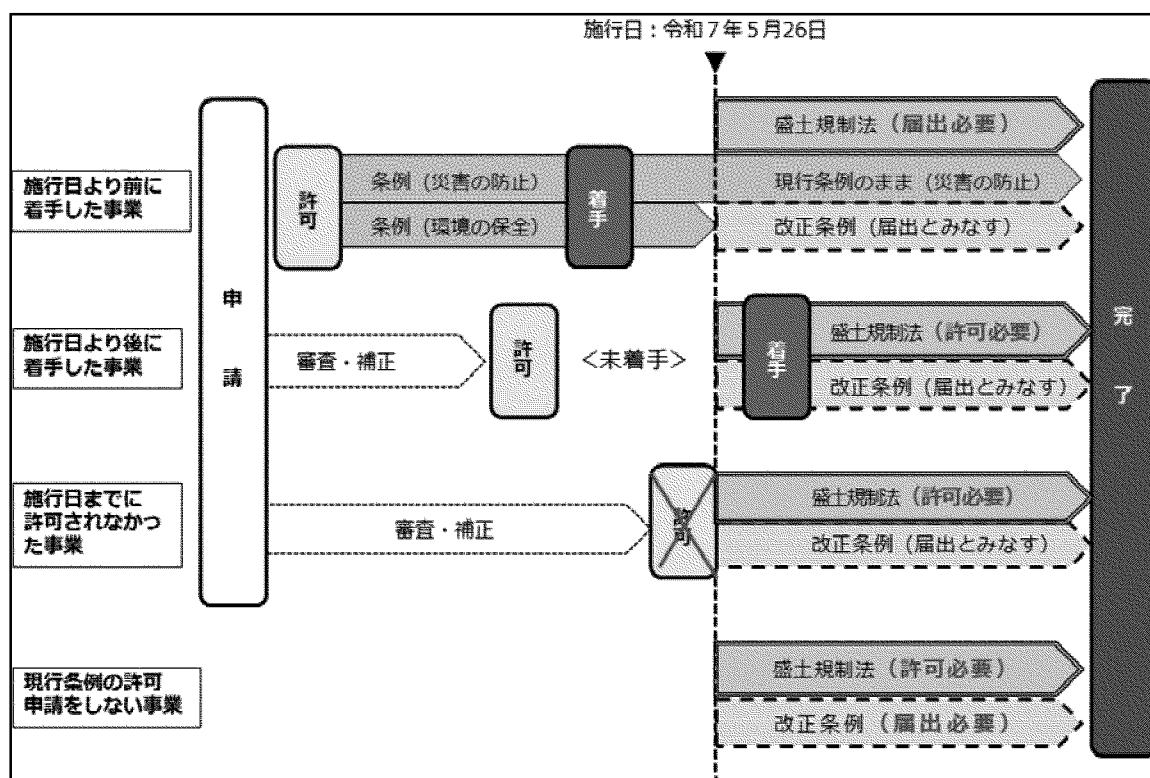
(5) 経過措置

チェック

- ☐ 盛土規制法の施行日より前に盛土条例の許可を得て、工事に着手している場合は盛土環境条例の届出は不要です。
- ☐ 施行日より前に盛土条例の許可が得られたものの、着手していない場合は盛土環境条例の届出は不要ですが、盛土規制法の許可が必要です。
- ☐ 施行日までに盛土条例の許可が得られなかった場合は、盛土環境条例の届出は不要ですが、盛土規制法の許可が必要です。

【解説】

- ・盛土規制法の施行日より前までに盛土条例の申請をしていれば、盛土環境条例の届出がされたものとみなし、令和7年5月26日以降の生活環境保全の規制は、盛土環境条例の規制が適用されます。
- ・盛土規制法については、施行日より前に盛土条例の許可を得て、工事に着手している場合は届出が必要になりますが、工事に着手していない場合、盛土条例の許可・不許可の処分がされなかった場合は、許可が必要となります。



2 用語の定義

本条例で使用される用語は、条例第2条第1項各号に定義されています。

(1) 用語の定義（条例第2条第1項各号）

①土石

土砂（改良土及び再生土を含む。）若しくは岩石又はこれらの混合物

【解説】

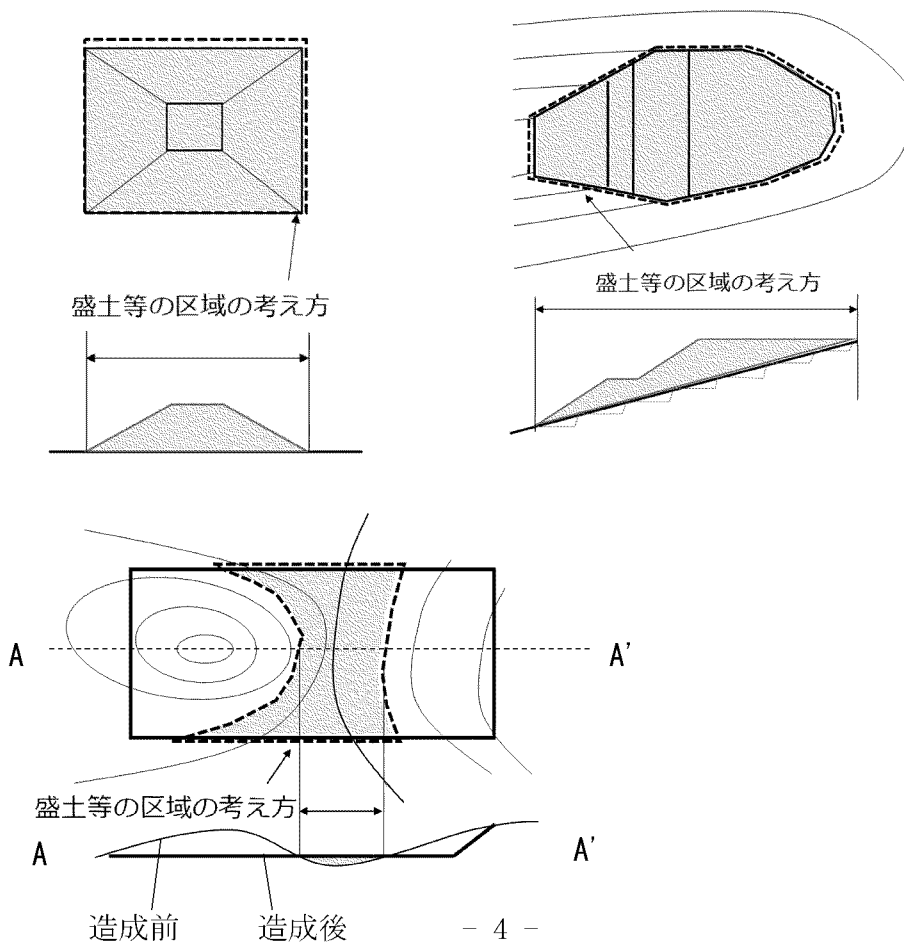
廃棄物処理法に規定する廃棄物及び土壌汚染対策法に規定する汚染土壌は、本条例の「土石」には該当しません。それぞれ当該法律の適用を受けるものであるため、定義において「土石」から除きました。

「土砂」とは、土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったものであり、岩石や化石などの自然物が混入又は付着していても、全体として土砂とみなすことができる場合は、これらも盛土等に用いられることから、「土石」として条例の対象とすることとしました。

②盛土等区域

盛土等を行う土地の区域

【盛土等区域のイメージ】



③土石等を発生させる者

- ・ 建設工事の発注者又は請負人であってその建設工事により土石を発生させる者
- ・ 改良土又は再生土の製造者

④改良土

土砂をセメント、石灰その他の物により安定処理した物

【解説】

「改良土」とは、土砂にセメントや石灰等の改良材を混合し、安定処理された物を指します。

⑤再生土

産業廃棄物（建設工事により生じた汚泥、浄水処理により生じた汚泥等）の脱水、乾燥、固化、凝集等により生じた物であって土砂と同様の形状の物

【解説】

「再生土」とは、産業廃棄物が適正に処理され、土砂と同様の形状を有する物を指します。

3 条例の対象となる盛土等

(1) 規制の対象となる盛土等（条例第9条）

チェック

- ☐ 盛土規制法の許可、みなし許可の対象となる盛土、堆積（盛土等区域の面積が1,000㎡以上）は届出が必要です。
- ☐ 埋立て（建築物や工作物の解体・撤去に伴う埋立てを除く。）（盛土等区域の面積が1,000㎡以上）は届出が必要です。
- ☐ 土石の現地流用による盛土等は届出不要です。
- ☐ 届出が不要な盛土等であっても、汚染された土石で盛土等を行うことはできません。

【解説】

- ・盛土環境条例の対象は、盛土規制法の規制対象と合わせることし、適用除外も同様に扱うこととしました。
- ・一方で、埋立ては盛土規制法の対象外ですが、生活環境の保全の観点からは規制の対象とする必要があるため、届出の対象としています。（土や砂利の採取後の埋立てなど）
- ・事業区域内において採取された土石のみを用いて行う盛土等（現地流用）は、盛土等による土壌の汚染の拡散が生じないため、届出を不要としています。（条例第9条第3項）
- ・なお、条例第8条では、「何人も、土石基準に適合しない土石を用いて盛土等を行ってはならない。」とされていることから、届出が不要な盛土等であっても、土石基準に適合していない土石による盛土等を行うことはできません。

(2) 盛土等の区分（条例第9条、規則第12条）

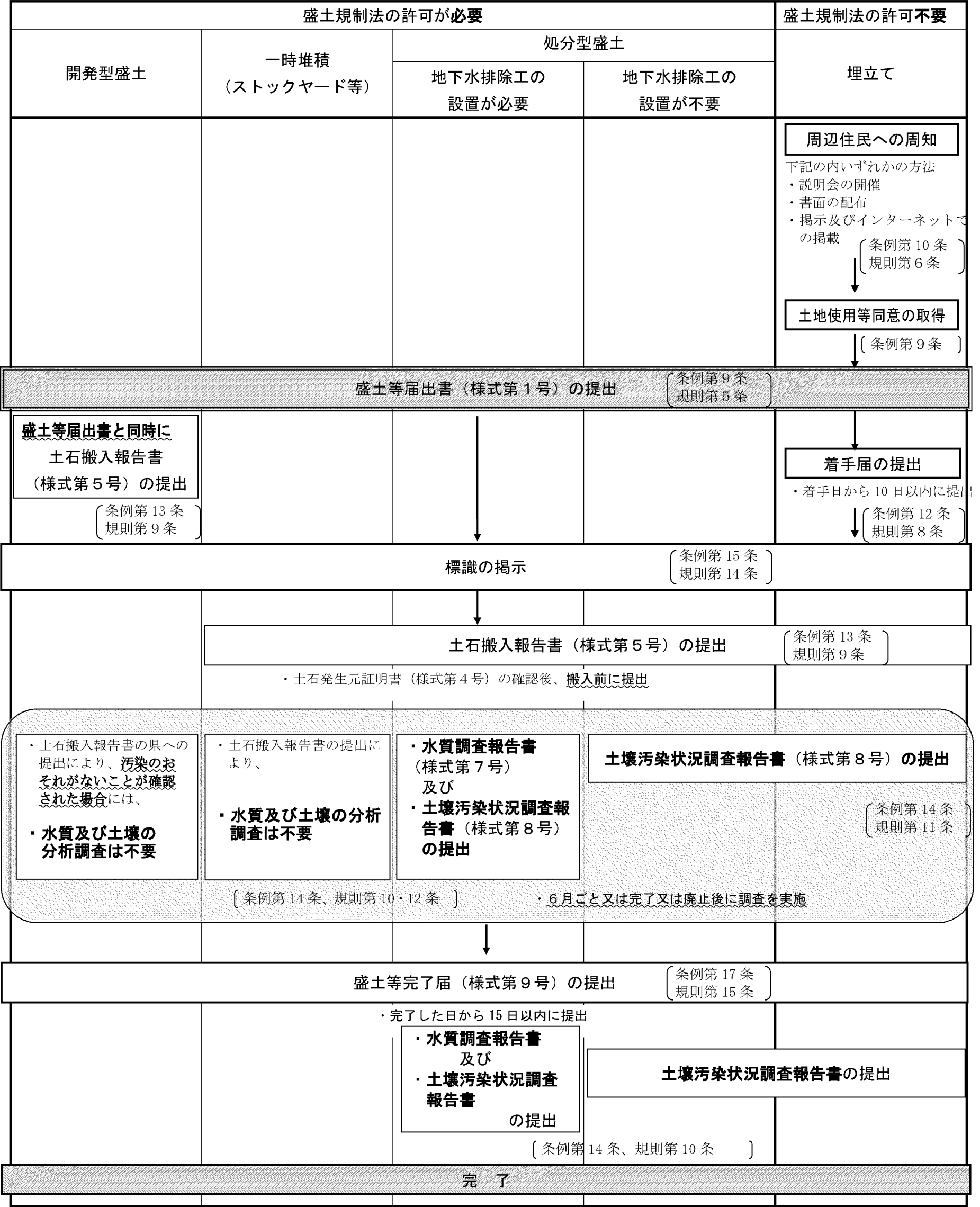
チェック

- ☐ 盛土環境条例では、盛土等を大きく「開発型盛土」、「一時堆積（土石の堆積）」、「処分型盛土」及び「埋立て」に区分して、手続を簡略化します。
- ☐ 「開発型盛土」は、宅地造成や工場用地造成などの都市計画法第4条第12項に規定される開発行為に該当するものであって、土石の搬入前に土石の汚染のおそれがないことを確認できる盛土等（規則第12条第1号）
- ☐ 「一時堆積（土石の堆積）」は、ストックヤードなどの盛土等区域外への搬出を目的とした盛土等（一定期間の経過後に当該盛土等を除却するものに限る。規則第12条第2号）
- ☐ 「処分型盛土」は、開発型盛土、一時堆積（土石の堆積）に該当しない残土処理場、資材置き場、太陽光発電用地、農地の造成などの盛土等
- ☐ 「埋立て」は、建築物や工作物の解体・撤去に伴う埋立てを除いた、土、砂利、岩石等を採取した土地の埋立てなど
- ☐ 盛土等の区分による手続の違いについては、3（3）を確認してください。

【解説】

- ・盛土環境条例では、盛土条例の運用の実態を踏まえ、規制の合理化と手続の簡略化を図りました。

(3) 盛土等の区分による手続の違い



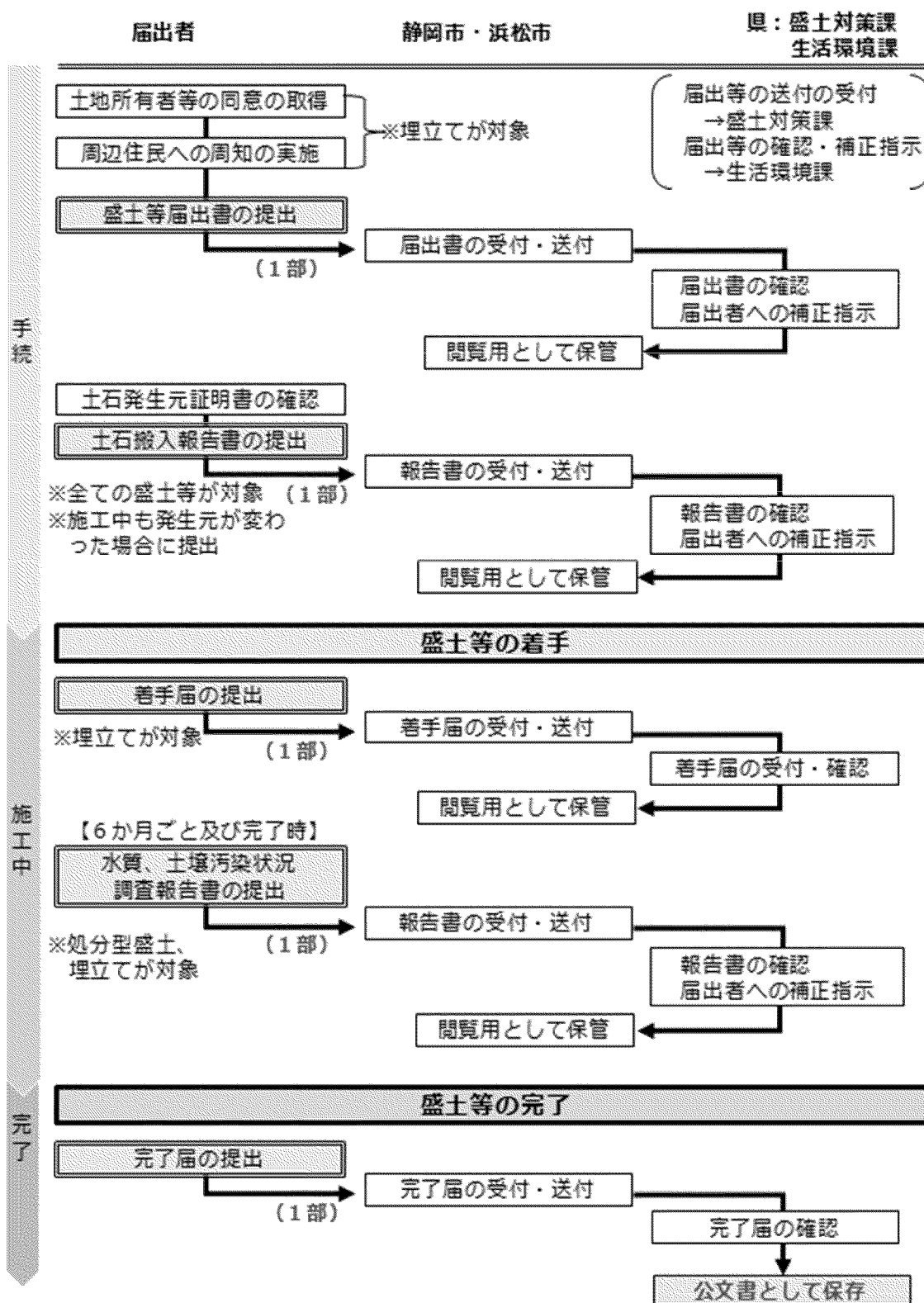
- ※ 盛土等届出書は、1 部を土木事務所（政令市内の場合は政令市）へ提出してください。
- ※ 土石搬入報告書は、盛土等届出書と同時に提出しても構いません。
- ※ その他提出書類は、1 部を県庁生活環境課（政令市内の場合は政令市）へ提出してください。

【解説】

- ・「開発型盛土」は、跡地の利用目的、責任の所在やその後の維持管理が適切に行われることが明確であり、土地の販売や利用が前提であることから、不適切な土石の処分として悪用されるものではないと考えています。このため、搬入される土石の汚染の有無について管理が可能と考え、土石の搬入前に県に提出される報告書によって、汚染のないことが確認できた場合に限り、土壌等の分析調査を不要とすることにしました。
- ・「一時堆積（土石の堆積）」は、土砂の移動の過程段階であり、最終的な利用先や処分先において盛土等が行われる際に汚染のおそれのないことが確認されるため、二重に分析調査の実施を求めることを避けることとしました。
- ・「処分型盛土」、「埋立て」は、上記の内容に該当しないため、これまでどおり、土壌の分析調査の実施を求めています。
- ・なお、都市計画法第4条第12項に規定する「開発行為」に該当する盛土等であっても、土石の搬入前に県に提出される報告書によって、汚染のないことの確認ができない場合や、計画地の周辺の土地と比べ、不自然な高低差が生じる計画となっている場合などには、「処分型盛土」となります。

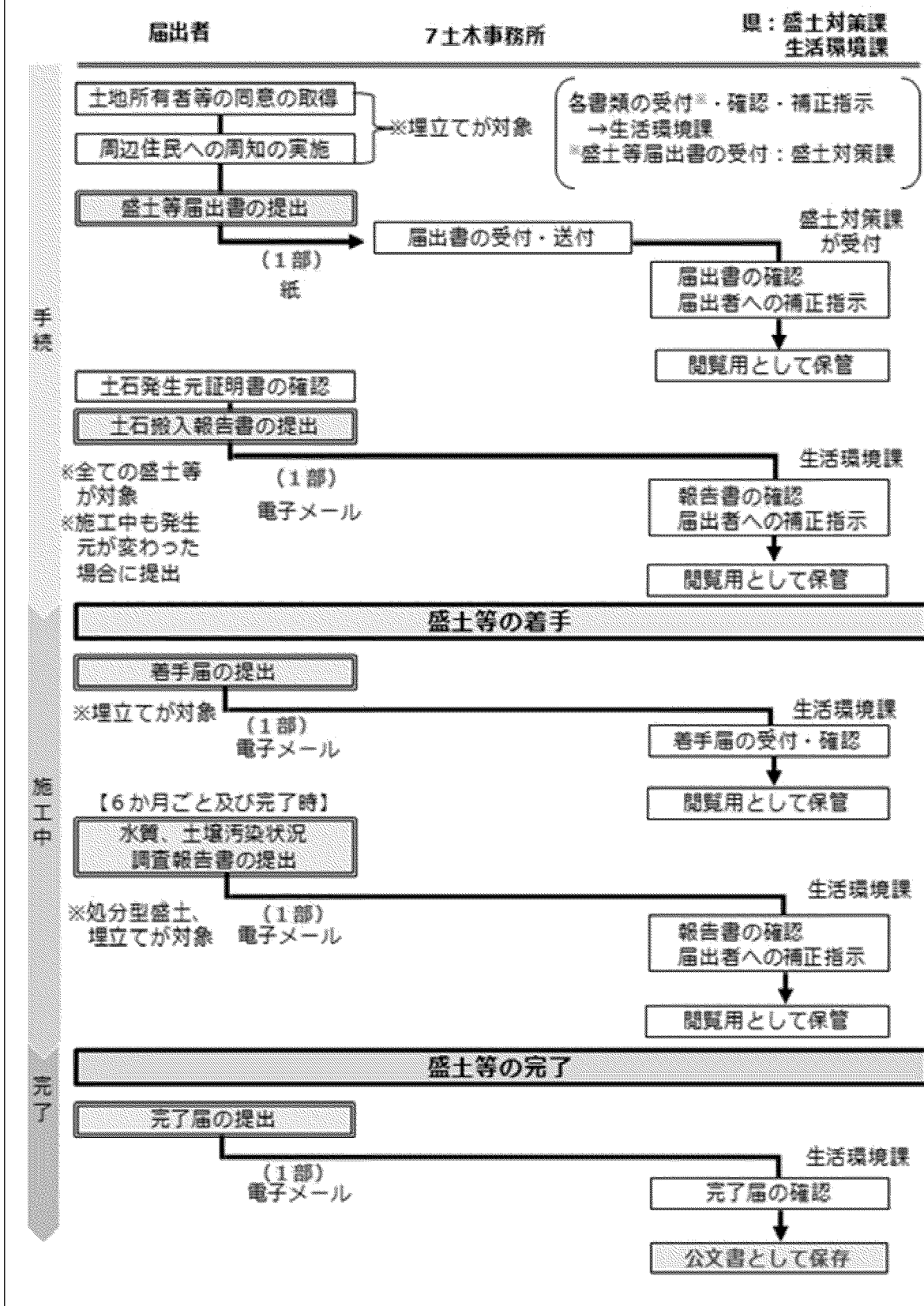
4 届出等の処理の流れ～静岡市・浜松市～

盛土環境条例の届出等の処理の流れ（静岡市・浜松市）



～土木事務所～

盛土環境条例の届出等の処理の流れ（土木事務所）



4-2 届出前に行う手続

届出前に行う手続として、以下の手続があります。

- (1) 周辺地域の住民への周知（埋立ての場合のみ）・・・・・・・・ p. 12
- (2) 土地に関する権利者からの同意の取得（埋立ての場合のみ）・・・・ p. 14

(1) 周辺地域の住民への周知（条例第10条、施行規則第6条）

チェック

- ☐ 埋立てに係る届出を行う場合、盛土等の内容を周辺地域の住民へ周知しなければなりません。
- ☐ 周知の方法は次に掲げるいずれかの方法とします。
 - ①説明会の開催
 - ②盛土等の内容を記載した書面の配布
 - ③盛土等の内容を盛土等区域又はその周辺に掲示及びインターネットへの掲載
- ☐ 周知の対象範囲、周知の方法、周知した内容は「周辺地域の住民への周知」（盛土等届出書（様式第1号）付表2）に記載し、届出書に添付してください。

【解説】

- ・盛土規制法の対象となる盛土等については、法の規定による周知が実施されるため、周知は不要です。
- ・法の対象とならない「埋立て」については、周知を実施する必要があります。
- ・周知の方法は従来の説明会の開催に加え、書面の配布、盛土等区域又はその周辺への掲示及びインターネットへの掲載も可能としました。
- ・周知を行った場合はその内容等を「周辺地域の住民への周知」（盛土等届出書（様式第1号）付表2）に記載し、届出書に添付する必要があります。

①説明会の開催

区分	注意点
対象とする住民	・盛土等区域の隣接地の住民 ・盛土等区域の属する自治会の住民
説明会の開催時期	・届出を行う日の前までに開催
説明会の開催場所	・地域の住民の利便性が確保され、かつ、申請予定者が確保できる場所（地域内の公民館、コミュニティセンター等）

開催日時・場所の 周知方法	・地域の住民の見やすい場所への掲示、回覧板、チラシ配布等
説明する内容	・届出の内容（盛土等の目的、盛土等区域の位置及び規模、盛土等に用いられる土石の量など）

【対象とする住民のイメージ】

○盛土等区域の隣接地の住民 ⇒ <u>A、B、C氏が対象</u>	○盛土等区域の属する自治会の住民 ⇒ <u>自治会Aが対象</u>

○これは説明が必要な最低限の範囲を規定したものであり、地域の状況に応じてより多くの住民を対象に説明会を開催することが望ましい場合があります。
○例えば、盛土等区域の下流に位置する自治会の住民にも説明すること等が想定されます。

②盛土等の内容を記載した書面の配布

- ・周知の対象となる住民に対して、盛土等の内容を記載した書面を配布して周知してください。
- ・周知の方法は回覧板や各戸へのポスティングなどにより行ってください。

③盛土等の内容を盛土等区域又はその周辺に掲示及びインターネットへの掲載

- ・盛土等の内容を記載した書面を周辺住民が閲覧可能な場所（例：公民館や近所のスーパーマーケットなど）に掲示してください。
- ・同内容をインターネットでも掲示してください。また、ウェブページで公開した際には、回覧板等でウェブページの公開について、住民への周知してください。
- ・掲示期間及びインターネットへの掲示期間は3週間以上を確保してください。

(2) 土地に関する権利者からの同意の取得（条例第9条）

チェック

- ☐ 埋立てに係る届出を行う場合、埋立てを行おうとする土地に関する権利を有する者から同意を取得しなければなりません。
- ☐ 同意書の様式は定めていませんので、他法令等の手続で取得した同意書を使用して構いません。

【解説】

- ・盛土規制法では、許可申請書に土地に関する権利（所有権、地上権等）を有する者からの同意の取得の添付を求めているため、埋立てについても同様の対応を求めることにしました。

4-3 盛土等届出書の作成

チェック

- ☐ 盛土環境条例の対象は、盛土等の区域の面積が1,000m²以上のものになります。
- ☐ 盛土等届出書（様式第1号）に必要事項を記載し、提出してください。（巻末に記載例がありますので、参考にしてください。）
- ☐ 記載する内容は、盛土規制法や砂利採取法等の許可申請等に記載されている内容を踏まえて記載してください。
- ☐ 付表1の土石の搬入に関する計画に記載できる内容が確定している場合には、土石搬入報告書（様式第5号）を同時に提出いただくことも可能です。
- ☐ 特に、「開発型盛土」として、水質や土壌の分析調査不要の適用を受けようとする場合には、土石搬入報告書（様式第5号）を可能な限り同時に提出してください。
- ☐ 添付していただく資料や図面は、盛土規制法等の許可申請書等に添付した図面等を使用してください。

【解説】

- ・盛土環境条例では、「盛土等の面積」を規模要件としており、切土の面積は含みませんので、注意してください。
- ・届出の対象は、盛土規制法の許可等を要する対象と整合させているため、届出書に記載する内容もほぼ同じになります。
- ・盛土環境条例では、水質や土壌の分析調査の実施を求めています。が、宅地造成や工場用地造成などの都市計画法第4条第12項に規定される開発行為に該当するものであって、土石の搬入前に土石の汚染のおそれがないことを確認できる盛土等、すなわち「開発型盛土」に該当する場合は土壌等の分析調査は不要です。
- ・ついては、「開発型盛土」である場合は、土石を搬入する前に土石搬入報告書において、県が汚染のおそれがないことが確認できるように、搬入する土石に係る調査を踏まえた事業計画をあらかじめ作成してください。
- ・添付書類の詳細は、「提出書類等のチェックリスト」により、確認してください。

届出書類等の提出先

- ・届出書類等の提出先は盛土等区域の位置が属する市町によって、以下のとおりとなります。
- ・届出書類の提出に当たっては、事前に提出先に連絡するようお願いします。

盛土等区域の位置	提出先	電話番号
・ 下田市 ・ 東伊豆町 ・ 南伊豆町 ・ 河津町 ・ 松崎町 ・ 西伊豆町	静岡県下田土木事務所 維持管理課	0558-24-2118
・ 熱海市 ・ 伊東市	静岡県熱海土木事務所 用地管理課	0557-82-9062
・ 沼津市 ・ 三島市 ・ 御殿場市 ・ 裾野市 ・ 伊豆市 ・ 伊豆の国市 ・ 函南町 ・ 清水町 ・ 長泉町 ・ 小山町	静岡県沼津土木事務所 管理課	055-920-2210
・ 富士市 ・ 富士宮市	静岡県富士土木事務所 維持管理課	0545-65-2897
・ 島田市 ・ 焼津市 ・ 藤枝市 ・ 牧之原市 ・ 吉田町 ・ 川根本町	静岡県島田土木事務所 維持管理課	0547-37-5274
・ 袋井市 ・ 磐田市 ・ 掛川市 ・ 菊川市 ・ 御前崎市 ・ 森町	静岡県袋井土木事務所 維持管理課	0538-42-3217
・ 湖西市	静岡県浜松土木事務所 維持管理課	053-458-7261
・ 静岡市	静岡市都市局 都市計画部開発審査課	054-221-1118
・ 浜松市	浜松市都市整備部 盛土対策課	053-457-2307

【はじめに 該当する項目を選択してください】 1 か所のみ該当

①盛土規制法の許可が不要である（「埋立て」（工作物等の解体等を伴うものを除く））		☐
②盛土規制法の許可を要するものである（みなし許可含む）		〈チェック〉
A 開発型盛土である（「宅地造成」、「宅地分譲」、「工場、事業場用地造成」（資材置き場を除く））		☐
B 処分型盛土である		〈チェック〉
A 盛土等の”目的が一時堆積”である（「土石の堆積」、「ストックヤード」、「土壌改良プラント」）		☐
イ 盛土等の”目的が一時堆積以外”である		
ウ 地下水排除工の設置が”必要な”盛土等である		☐
エ 地下水排除工の設置が”必要のない”盛土等である		☐

【盛土等を行う前に提出が必要な書類】 該当する列のチェックボックスを使用

書類番号	書類名	様式	根拠	①に該当	②に該当			
					Aに該当	Bに該当		
						ア	イ	エ
添付書類	1-0 盛土等届出書	様式第1号	規則第5条第1項	☐	☐	☐	☐	☐
	1-1 盛土等に用いられる土石の搬入に関する計画	付表1	規則第5条第1項	☐	☐	☐	☐	☐
	1-2 住民への周知に係る報告	付表2	規則第5条第3項第4項イ	☐	-	-	-	-
	1-3 盛土等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書		規則第5条第3項第4号ア	☐	-	-	-	-
	1-4 盛土等区域及び施設設置区域の土地の公図の写し		規則第5条第3項第4号ア	☐	-	-	-	-
	1-5 盛土等に係る土地使用同意書		条例第9条第2項第2号	☐	-	-	-	-
	1-6 盛土等区域及びその周辺の状況を示す図面		条例第9条第2項第1号	☐	☐	☐	☐	☐
	1-7 盛土等区域及び施設設置区域の位置図		規則第5条第3項第1号	☐	☐	☐	☐	☐
	1-8 盛土等区域及び施設設置区域の計画平面図		規則第5条第3項第2号	☐	☐	☐	☐	☐
	1-9 盛土等又は切土を行う区域の造成計画平面図		規則第5条第3項第2号	☐	☐	☐	☐	☐
	1-10 盛土等又は切土をする前後の地盤面を示した断面図		規則第5条第3項第3号	☐	☐	☐	☐	☐

①盛土等届出書及びその添付書類、②問合せ先（担当者及び連絡先）がわかるもの（名刺等）、③本チェックリスト（チェック済み）を添付の上、管轄の事務所に届出してください。

【はじめに 該当する項目を選択してください】

1 か所のみ該当

①盛土規制法の許可が不要である（「埋立て」（工作物等の解体等を伴うものを除く））		☐
②盛土規制法の許可を要するものである（みなし許可含む）		〈チェック〉
A 開発型盛土である（「宅地造成」、「宅地分譲」、「工場、事業場用地造成」（資材置き場を除く））		☐
B 処分型盛土である		〈チェック〉
ア 盛土等の「目的が一時堆積」である（「土石の堆積」、「ストックヤード」、「土壌改良プラント」）		☐
イ 盛土等の「目的が一時堆積以外」である		
ウ 地下水排除工の設置が「必要な」盛土等である		☐
エ 地下水排除工の設置が「必要のない」盛土等である		☐

【施工中に提出が必要な書類】

該当する列のチェックボックスを使用

区分	提出時期	書類名	様式	根拠	①に該当	②に該当			
						Aに該当	Bに該当		
							ア	イ	ウ
変更	変更後の工事に着手する14日前まで	盛土等変更届出書	様式第2号	規則第7条第1項	☐	☐	☐	☐	☐
		届出に添付した書類のうち当該変更に係る書類		条例第11条第2項	☐	☐	☐	☐	☐
着手	着手後10日以内	盛土等着手届出書	様式第3号	規則第8条	☐	-	-	-	-
土石の搬入	土石の搬入前又は	土石搬入報告書	様式第5号	規則第9条第3項	☐	☐	☐	☐	☐
		土石発生元証明書	様式第4号	規則第9条第1項	☐	☐	☐	☐	☐
		搬入する土石に汚染のおそれがないことの確認に係る書類	別添「チェックリスト」により確認	規則第9条第3項	☐	☐	☐	☐	☐
	一覧表としてまとめる月の翌月上旬	土石搬入報告書	様式第5号	規則第9条第3項	☐	-	☐	☐	☐
		土石搬入状況一覧表	様式第6号	規則第9条第4項	☐	-	☐	☐	☐
水質の汚染状況調査	〈調査〉着手後6か月ごと 〈提出〉結果の判明日から1か月以内	水質調査報告書	様式第7号	規則第10条第3項	-	-	-	☐	-
		採水地点の位置図		規則第10条第4項	-	-	-	☐	-
		採水状況を示す写真		規則第10条第4項	-	-	-	☐	-
		調査の結果を証する書類		規則第10条第4項	-	-	-	☐	-
土壌の汚染状況調査	〈調査〉着手後6か月ごと 〈提出〉結果の判明日から1か月以内	土壌汚染状況調査報告書	様式第8号	規則第11条第3項	☐	-	-	☐	☐
		採取地点の位置図		規則第11条第4項	☐	-	-	☐	☐
		採取状況を示す写真		規則第11条第4項	☐	-	-	☐	☐
		調査の結果を証する書類		規則第11条第4項	☐	-	-	☐	☐
完了	完了後15日以内	盛土等完了届出書	様式第9号	規則第15条第1項	☐	☐	☐	☐	☐
		水質調査報告書（採水地点の位置図、採水状況を示す写真、調査の結果を証する書類）	様式第7号	規則第10条第3項（規則第10条第4項）	-	-	-	☐	-
		土壌汚染状況調査報告書（採取地点の位置図、採取状況を示す写真、調査の結果を証する書類）	様式第8号	規則第11条第3項（規則第11条第4項）	☐	-	-	☐	☐
廃止・休止	廃止又は休止後15日以内	盛土等廃止（休止）届出書	様式第10号	規則第15条第2項	☐	☐	☐	☐	☐
		水質調査報告書（採水地点の位置図、採水状況を示す写真、調査の結果を証する書類）	様式第7号	規則第10条第3項（規則第10条第4項）	-	-	-	☐	-
		土壌汚染状況調査報告書（採取地点の位置図、採取状況を示す写真、調査の結果を証する書類）	様式第8号	規則第11条第3項（規則第11条第4項）	☐	-	-	☐	☐
再開	再開後15日以内	盛土等再開届出書	様式第11号	規則第15条第3項	☐	☐	☐	☐	☐

別添 搬入する土石に汚染のおそれがないことの確認に係る書類チェックリスト

区分	書類名	様式	チェック	備考
☐	1-1 土地の利用状況等の調査			
	土地の利用状況等の調査結果書	参考様式第1号	☐	
	土地の使用履歴	参考様式第2号	☐	
	調査で収集した情報（国土地理院地図、航空写真等）		☐	
☐	1-2 土地の利用状況等の調査（分析調査実施）			
	土地の利用状況等の調査結果書	参考様式第1号	☐	
	土地の使用履歴	参考様式第2号	☐	
	調査で収集した情報（国土地理院地図、航空写真等）		☐	
	分析調査結果（計量証明書）		☐	
☐	2 再生資源利用促進計画			
	再生資源利用促進計画書	建設リサイクル ガイドラインほか	☐	
	再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票		☐	
☐	3 採石法、砂利採取法の認可			
	採石法、砂利採取法の認可書		☐	

5 届出後に行う手続

届出後に行う手続として、以下の手続があります。

- (1) 標識の掲示・・・・・・・・・・ p. 20
- (2) 土石搬入報告書の提出・・・・ p. 23
- (3) 着手届の提出・・・・・・・・・・ p. 32

(1) 標識の掲示（条例第 15 条、施行規則第 14 条）

チェック

- ☐ 標識には、次の内容を記載しなければなりません。
 - ☐ 届出をした年月日
 - ☐ 届出をした者の氏名、住所、連絡先電話番号
法人の場合は名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先電話番号
 - ☐ 盛土等の目的
 - ☐ 盛土等区域の位置、規模
 - ☐ 盛土等に用いられる土石の量
 - ☐ 盛土等を行う期間
- ☐ 公衆の見やすい場所に設置してください。
- ☐ 盛土等の着手日までに設置し、盛土等を行う間、掲示しなければなりません。
- ☐ 標識の大きさは、A 3 サイズ以上としてください。

【解説】

- ・地域の住民が、盛土環境条例の手続が適正に行われていることを確認し、疑問点等を問合せできるように、標識の掲示を義務としました。

○ 掲示する内容と標識のイメージ

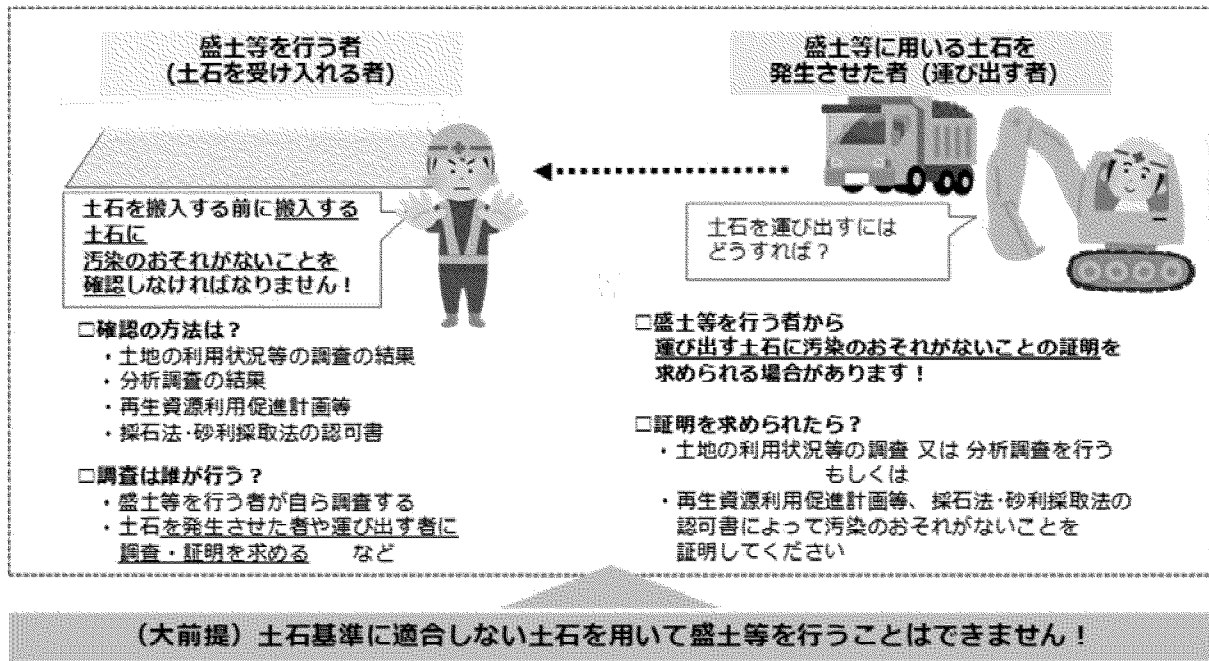
(日本産業規格 A3 以上)

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例 届出に関する標識 届出をした日：令和○年○月○日 氏 名：(株) ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 住 所：○○市○○110 (電話 ×××-123-4567) 盛土等の目的：住宅用地の造成 盛土等区域の位置：○○市××6 ほか○筆 盛土等区域の規模：○○○○m² 盛土等に用いられる土石の量：○○○○m³ 盛土等を行う期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日	29.7 cm 以上
---	---------------------------

42cm 以上

搬入する土石に汚染のおそれがないことの確認のイメージ

条例の届出をして盛土等を行う者は、盛土等に用いる土石に汚染のおそれがないことの確認が必要です！



【盛土等の届出の有無に関わらず必要なこと】

- ・条例第8条では「何人も、土石基準に適合しない土石を用いて盛土等を行ってはならない」ことを明記しています。(図中「大前提」部分)
- ・このことから、盛土等の届出の有無にかかわらず、搬入する土石に汚染のおそれがないことを確認しなければなりません。

【盛土等を行う者の義務】

- ・盛土等の届出をして盛土等を行う者は、土石の搬入前に行った確認の結果を県に報告する必要があります。

(2) 土石搬入報告書の提出（条例第 13 条、施行規則第 9 条）

チェック

- 盛土等の届出をした者は、届出をした盛土等区域に、別の場所から土石を搬入しようとするときは、搬入の前に次の事項を確認し、土石搬入報告書（様式第 5 号）により、県に報告する必要があります。
 - ◇ 土石の発生元（発生させる者、発生させる場所）
 - ◇ 搬入する土石に汚染のおそれがないこと

- 「搬入する土石に汚染のおそれがないこと」は、土石を発生する者から、次の書類を提出してもらうことで確認してください。
 - ◇土地の利用状況等の調査（地歴調査）の結果
 - ◇土壌の分析調査の結果
 - ◇再生資源利用促進計画書等
 - ◇採石法・砂利採取法の認可書

- 残土処分場等の土石の搬入時期が不定期となる場合には、土石搬入状況一覧表（様式第 6 号）に確認した内容を取りまとめて提出することも可能としました。

- 改良土又は再生土を使用する場合は、汚染のおそれに加え、その製造場所や製造方法等を確認してください。
 - ◇再生土又は改良土の製造工程が分かるもの（処理フロー図）
 - ◇すべての土石基準物質の分析結果（ロット毎に実施されたもの、写しで可）

【提出書類】

- 土石搬入報告書（様式第 5 号）
- 土石発生元証明書（様式第 4 号）又は土石搬入状況一覧表（様式第 6 号）
- 搬入する土石に汚染のおそれがないことの確認に用いた書類等※
※土石搬入状況一覧表（様式第 6 号）を提出する場合は不要

【解説】

- ・ 土石基準に適合しない土石による盛土等が行われなくようにするため、土石の搬入前に、汚染のおそれがないことを確認することを規定しています。
- ・ 盛土等を行う者は、「土石発生元証明書」及び「土地の利用状況等の調査（地歴調査）の結果」等により、汚染のおそれがないことを確認し、確認した旨を知事に報告することとしました。
- ・ 土石の発生元が明記され、土地の利用状況等の調査（地歴調査）の結果と同等と考えられる「再生資源利用促進計画書等」、「採石法・砂利採取法の許可書」も汚染のおそれのないことを証明する書類として追加しました。
- ・ 残土処分場、ストックヤード又は砂利採取後の埋立てなどは、土石の発生元が不特定であったり、搬入時期が不定期であることが想定されます。このような場合、土石の搬入前にその都度、報告書を県に提出することは難しい上、相互の事務量が膨大になるため、土石搬入状況一覧表に確認した内容をとりまとめ毎月提出することを認めることとしました。なお、この場合、一時堆積を除き、「処分型盛土」となり、6 か月毎の水質及び土壌の分析状況の調査が必要で

す。

- ・改良土又は再生土の製造者には、多様な形態があり、搬入している土石の発生場所、土石の性状、混合している物質なども様々なことから、土壌の分析調査の実施と製造工程の分かる資料の提出を求めることとしました。

搬入する土石に汚染のおそれのないことの確認方法

① 土地の利用状況等の調査（地歴調査）の結果による場合

チェック

- ☐ 土地の利用状況等の調査（地歴調査）は、土石を発生させる者から、土石発生元証明書（様式第4号）、土地の利用状況等の調査結果書（参考様式第1号）及び土地の使用履歴（参考様式第2号）に次の確認資料を添付させ、土地の利用履歴を把握することで、汚染が存在するおそれがないと認められる土地（A）であることを確認します。

（A）住宅、山林、田畑等、土石基準物質の使用等がなかったことが明らかな土地

<確認資料>

- ◇現況の国土地理院地図、住宅地図、航空写真
- ◇過去の国土地理院地図、住宅地図、航空写真

- ☐ 必要に応じて、上記を補足する資料を求めて、汚染の存在の状況を確認します。

- ◇周辺住民や関係者からのヒアリング調査の情報
- ◇土地、建物の登記事項証明書
- ◇水質汚濁防止法等の特定施設の情報等

上記の調査により、以下に該当する場合は、土壌の分析調査の実施を求め、汚染の存在の状況を確認し、土石基準値以下であることを確認します。

- ☐ 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地（B）

（B）土石基準物質を直接扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地（工場の事務所、作業場、資材置場、倉庫、中庭等）

◇使用されていたおそれのある物質について、900m³ ごとに1回

- ☐ 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（C）

（C）A及びB以外の土地（土石基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地や過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地）

◇使用されていたおそれのある物質について、100m³ ごとに1回

【解説】

- ・土地の利用状況等の調査は、現況と過去の地図、航空写真の比較により、利用履歴を把握することにより行います。
- ・航空写真等だけでの確認が困難な場合は、住民からのヒアリング、登記事項証明書、行政情報などを補足資料として活用してください。
- ・これらにより、汚染のおそれの程度を把握し、必要な場合には、程度に応じた土壌の分析調査等の実施を求めてください。
- ・土地の利用履歴の把握が困難な場合には、100m³ ごとに1回、土壌の分析調査を行い、汚染のおそれを確認する必要があります。

- ・なお、土壌の分析調査から実施する場合は、全ての土石基準物質の調査が必要となりますが、土地の利用履歴により使用していた物質が特定できた場合には、その物質について分析調査を行うことになります。

② 土壌の分析調査の結果による場合

チェック

- ☐ 土壌の分析調査は、計量証明事業者が、以下の表に示した「物質ごとに行う分析の方法」に基づき行った結果が、基準値以下となっていることを確認します。
- ☐ ①土地の利用状況等の調査（地歴調査）が行われていない場合は、土石基準に規定された全ての物質について、土石 100m³ ごとに1回の分析調査が必要となります。
- ☐ このため、「①土地の利用状況等の調査（地歴調査）の結果による場合」に記載したとおり、まずは、地歴調査を実施し、必要な場合に分析調査を実施することをお勧めします。

<物質ごとに行う分析の方法>

物質	分析方法
1, 4-ジオキサン	土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）
銅	土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年環境庁告示第 68 号）
上記以外で規則別表第 1 左欄に定める物質	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年環境省告示第 18 号） 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年環境省告示第 19 号）

【解説】

- ・土壌の分析調査は、計量証明事業者が作成する計量証明書が必要となります。
- ・また、土壌の分析調査から実施する場合は、全ての土石基準物質の調査が必要となりますが、土地の利用履歴により使用していた物質が特定できた場合には、その物質についてのみ、分析調査を行うことになります。
- ・土石基準は、次頁のとおりとなります。

○ 土石基準（施行規則第4条 別表第1）

物質の種類 (土石基準物質)	土石に水を加えた場合に 溶出する物質の量に関する基準 (溶出量基準)	土石に含まれる物質の 量に関する基準 (含有量基準)
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきふっ素1,000ミリグラム以下であること。

ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきほう素 4,000 ミリグラム以下であること。
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。	—
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	—
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	—
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	—
銅	—	農用地（田に限る。）において、土壌 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下であること。	—
ダイオキシン類	—	土壌 1 グラムにつき 1,000 p g - T E Q 以下であること。

- 1 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。
- 2 ダイオキシン類に係る値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

③ 再生資源利用促進計画等による場合

チェック

- ☐ 土石発生元証明書（様式第4号）、再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票により、土石を発生させる者、場所、土壤汚染対策法の手続が行われていることを確認します。
- ☐ 土壤汚染対策法に基づく手続が確認できない場合で、土石の発生場所の状況から、汚染のおそれが疑われる場合には、土地の利用状況等の調査（地歴調査）等の提出をあわせて求めることがあります。

【解説】

- ・再生資源利用促進計画は、法令等により、500m³以上の土石を搬出する工事で作成が義務付けられています。
- ・作成に当たっては、土壤汚染対策法の手続を確認することも規定されており、確認結果票により手続が確認されたものは、汚染のおそれがないものと扱うこととしました。
- ・一方で、土壤汚染対策法の規模要件未満の場合等で、土壤汚染対策法の手続がされない場合は、再生資源利用促進計画に記載された土石の発生場所の情報から、汚染のおそれを検討し、必要に応じて土地の利用状況の調査等で補完することとしました。

<参考>

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

工事名	
元請建設工事事業者等	
作成・更新年月日	

土砂の搬出に係わる土壤汚染対策法等の手続確認結果

工区等	結果区分	確認結果

注）結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる。

建設発生土の搬出先確認結果

No	搬出先名称	確認結果	詳細
1			
2			
3			
4			
...			

④ 採石法、砂利採取法の認可書による場合

チェック

- ☐ 採石法や砂利採取法の認可を取得した場所で生産された土石（凝集剤等が使用された場合を除く。）であることを認可書で確認します。

【解説】

- ・採石や砂利採取が行われる土地は、田、畑、山林であり、汚染のおそれのない土地です。
- ・このような土地で生産された土石は、汚染のおそれがないことから、発生元（生産者、場所）を証明する書類である「認可書」の提出で、汚染のおそれはないものと扱うこととしました。
- ・ただし、凝集剤を使用した汚泥や脱水ケーキなどは、認可された場所からのものであっても、認可書で汚染のおそれがないものとは扱えません。

(3) 着手届の提出（条例第 12 条、施行規則第 8 条）

チェック

- ☐ 盛土等着手届出書（様式第 3 号）は、着手した日から 10 日以内に知事に提出する必要があります。（埋立てに限る。）

【解説】

- ・盛土等による環境の汚染の防止のため、盛土環境条例では、6 か月ごとの水質や土壌の汚染状況調査（分析調査）を規定しています。
- ・盛土規制法の対象外の「埋立て」については、この 6 か月ごとの起算日を確定できないため、着手届に盛土等（盛土等の用に供する施設を含む。）に着手した日を記載させるとともに、提出により着手したことの情報提供を求めることとしました。
- ・したがって、着手前ではなく、着手した日から 10 日以内に提出することとしています。

6 施工中に行う手続

施工中に行う手続として、以下の手続があります。

- (1) 関係書類の閲覧・保存・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 33
- (2) 水質・土壌の汚染状況の調査の実施・報告・・・・ p. 34

(1) 関係書類の閲覧・保存（条例第16条）

チェック

- ☐ 届出をした者は、知事に提出した書類（届出書、土石搬入報告書、土壌汚染状況調査報告書等）の写しを、管理事務所に保管しなければなりません。
- ☐ 管理事務所に保管している書類は、工事期間中に生活環境の保全上利害関係者から閲覧の希望があった場合には、閲覧させなければなりません。
- ☐ これらの書類は、工事の完了（廃止）後5年間保存しなければなりません。

【解説】

- ・盛土等を円滑に実施するためには、施工に関わる者が届出書等の内容を理解することや、利害関係者の理解を得ることが重要です。
- ・また、盛土等が完了後に災害を受けた場合や、河川等の水質への悪影響の原因として懸念されるような場合に備え、盛土等の完了又は廃止後5年間は、知事に提出した書類を保存することを規定しています。

(2) 水質・土壌の汚染状況の調査の実施・報告（条例第 14 条、施行規則第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条）

チェック

- ☐ 盛土等を行う者は、着手日から 6 か月ごとに水質及び土壌の汚染状況の調査を行わなければなりません。
- ☐ 「開発型盛土」（宅地造成や工場用地造成などの都市計画法第 4 条第 12 項の開発行為に該当するものであって、土石の搬入前に県に土石搬入報告書（様式第 5 号）を提出し、土石の汚染のおそれがないことが確認できる盛土等）は、水質及び土壌の汚染状況の調査を省略することができます。
- ☐ 「土石の堆積（一時堆積）」は、水質及び土壌の汚染状況の調査は不要です。
- ☐ 「処分型盛土」は、水質及び土壌の汚染状況の調査が必須です。
- ☐ 調査の結果は、次の様式により、調査結果が判明した日から 1 か月以内に知事に提出しなければなりません。
 - ◇ 水質調査の結果⇒「水質調査報告書（様式第 7 号）」
 - ◇ 土壌調査の結果⇒「土壌汚染状況調査報告書（様式第 8 号）」
- ☐ 盛土等が完了又は廃止した場合も、これらの調査を実施し、その結果を知事に報告しなければなりません。
- ☐ 各調査結果を報告する書類には、以下の書類の添付が必要です。
 - ◇ 試料を採取した地点を示した位置図
 - ◇ 現場の写真（採取位置の全景と試料の採取状況がわかるもの）
 - ◇ 計量証明書

【解説】

- ・「開発型盛土」、「土石の堆積（一時堆積）」については、実態を踏まえ、規制を合理化し、水質・土壌の汚染状況の調査の方法を見直しました。
- ・上記に該当しない「処分型盛土」の場合は、これまでどおりの調査の実施を求めます。
- ・調査結果には、計量証明書を添付することが必要です。
- ・試料採取に当たっては、計量証明事業者に採取を依頼するか、自ら採取した試料を計量証明事業者を持ち込む場合には事前に採取方法を確認しておく等、適切に行ってください。
- ・これまで、天候や分析に要する時間によって提出が遅れることがありましたので、調査結果の提出については、調査結果が判明した日から 1 か月以内としました。
- ・6 か月ごとの調査で、水質又は土壌に汚染が確認された場合は、直ちに盛土等を停止し、汚染が確認されたことを県に報告してください。
- ・土石基準物質の種類や、汚染の原因によっては、汚染された土石の撤去が必要になることも考えられます。
- ・このようなことを避けるため、土石を搬出する者及び搬入する者は、条例で規定する定期的な調査に加え、自主的な調査の実施も検討ください。

- ・また、いつ、どこに、どこからの土石が搬入されたかを確認できるよう、適切に土石の搬入の管理を行うことも重要です。

＜盛土環境条例における水質、土壌の汚染状況調査の扱い＞

時期/区分	開発型盛土 ※1	一時堆積	処分型盛土 ※2
	宅地や工場用地造成等	ストックヤード等	残土処分場、資材置き場、太陽光発電所、農地の造成等
施工中 (6か月ごと)	不要	不要	必要
完了時	不要	不要	必要

※1 開発型盛土とは、宅地造成や工場用地造成などの都市計画法第4条第12項に規定される開発行為に該当するものであって、土石の搬入前に県に土石搬入報告書の提出を行い、土石の汚染のおそれがないことを確認できる盛土。

※2 処分型盛土とは、開発型盛土と土石の堆積に該当しない盛土。

①水質の汚染状況の調査（条例第 10 条、施行規則第 10 条）

チェック

- ☐ 水質の汚染状況の調査は、次に該当する場合に実施してください。
 - ◇盛土等区域内の流水や湧水を排除するため、地下水排除工（暗渠工等）を設置する場合
 - ◇当該地下水排除工からの採水が可能な場合
- ☐ 定期報告や完了の予定日の前後 1 か月以内の、降雨後等のできるだけ排水が多く流れているときに採水してください。

【解説】

- ・地下水排除工の設置の可否は、構造基準に基づいて判断する必要があります。

ア 水質調査における採水場所

- ・水質調査は、盛土等を行う区域外に基準に適合しない水の排出を行わないために実施するものです。
- ・地下水排除工の排水口付近において採水してください。
- ・地下水排除工の排水口付近からの常水がない場合は、工程を勘案し、6 か月ごとの報告や完了の予定日の前後 1 か月以内の、できるだけ多くの排水が流れているとき（降雨後等）に試料を採取し、分析調査を行うようにしてください。

イ 水質の分析方法

物質の種類	分析方法
1, 4-ジオキサン	水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成 11 年環境庁告示第 68 号）
それ以外	地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成 15 年環境省告示第 17 号）

ウ 水質基準（施行規則第 13 条、別表第 2）

物質の種類	基準
クロロエチレン	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
水銀及びその化合物	1 リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。
ひ素及びその化合物	1 リットルにつきひ素0.01ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。
シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。
1, 4-ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
ダイオキシン類	1 リットルにつき1 p g-T E Q以下であること。

備考 ダイオキシン類の値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

②土壌の汚染状況の調査（条例第 14 条、施行規則第 11 条）

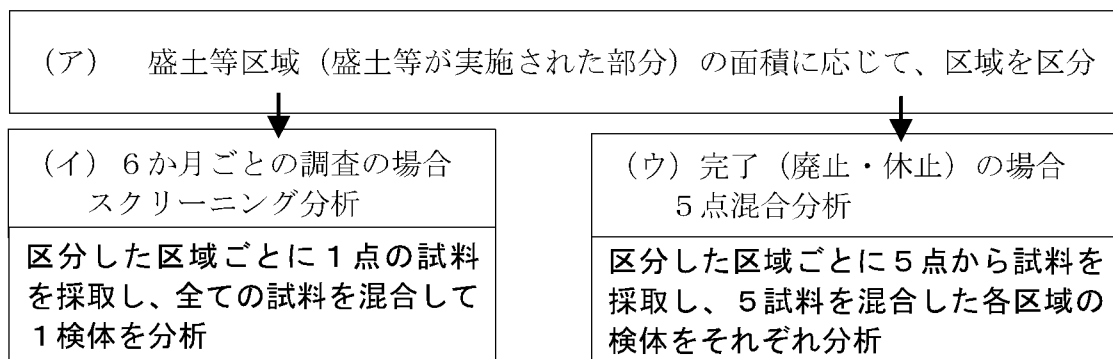
チェック

- ☐ 6 か月ごとに行う土壌の汚染状況の調査は、スクリーニング分析により行うことができます。
- ☐ 完了時の土壌の汚染状況の調査は、5 点混合分析により行います。

【解説】

- ・搬入する土石については、土石発生元証明書等により「汚染のおそれがないこと」を確認しているため、6 か月ごとに行う土壌の汚染状況の調査は、スクリーニング分析とすることとしました。

ア 土壌の分析調査の流れ



(ア) 盛土等区域の面積に応じた区域区分の方法

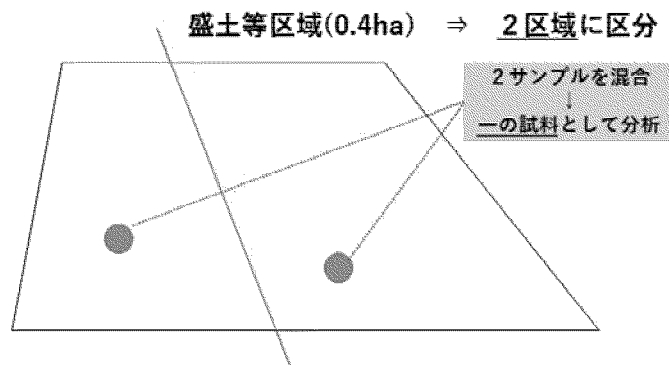
次の表の左欄に掲げる盛土等区域の面積の区分に応じ、当該盛土等区域をそれぞれ当該右欄に定める区域の数以上の区域に区分します。

盛土等区域の面積	区域の数
0.5ヘクタール未満	2
0.5ヘクタール以上 1ヘクタール未満	3
1ヘクタール以上 2ヘクタール未満	4
2ヘクタール以上 3ヘクタール未満	5
3ヘクタール以上 4ヘクタール未満	6
4ヘクタール以上 5ヘクタール未満	7
5ヘクタール以上 6ヘクタール未満	8
6ヘクタール以上 7ヘクタール未満	9
7ヘクタール以上 8ヘクタール未満	10
8ヘクタール以上 9ヘクタール未満	11
9ヘクタール以上 10ヘクタール未満	12
10ヘクタール以上	13

(イ) 6か月ごとの調査の場合（スクリーニング分析）

- ・ 試料の用に供される土石は、(ア) により区分した各区域の1地点において採取した土石を等量混合し、一の試料とします。

[(イ) のイメージ]

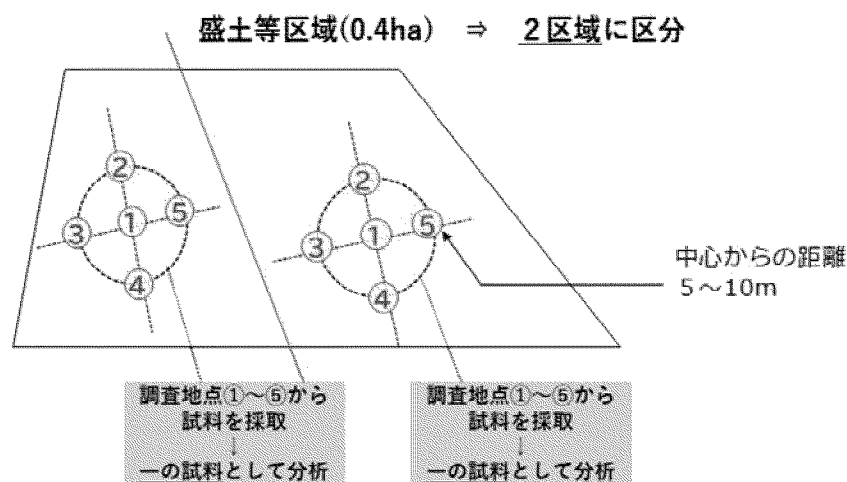


(ウ) 完了（廃止・中止）の場合（5点混合分析）

- ・ 試料の用に供される土石は、(ア) の規定により区分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点からの距離が5メートルから10メートルまでの間にある4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点と当該区域の境界との間にある地点）において採取することとし、それぞれ等量としてください。

※詳細は「調査方法のイメージ」(p. 41)を参照

- ・ (ウ) の規定により採取した土石は、(ア) の規定により区分した区域ごとに混合し、一の試料としてください。



イ 分析方法※¹

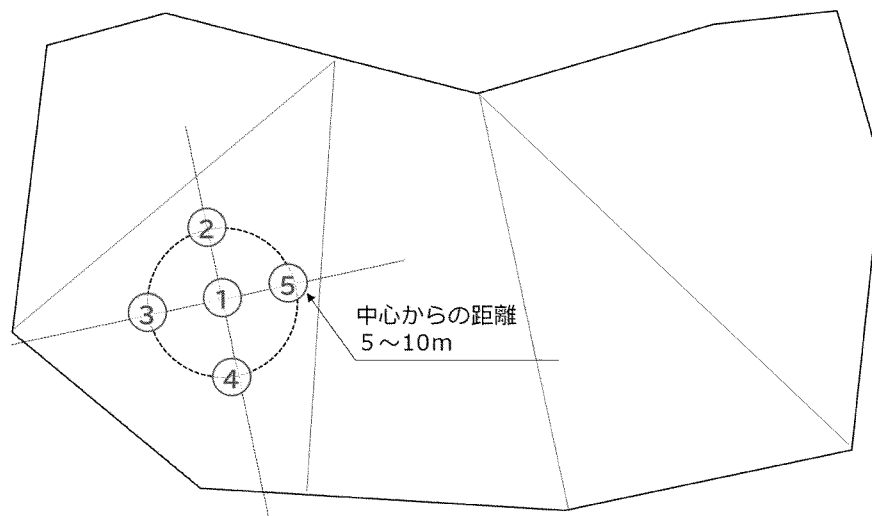
物質の種類	分析方法
1,4-ジオキサン	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）
銅	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）
それ以外※ ²	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第18号）
	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第19号）

※¹ 分析方法は「5（2）② 土壌の分析調査の結果による場合」（p.27）と同様です。

※² 土石基準物質のうち、1,4-ジオキサン、銅、ダイオキシン類を除く26項目。

[調査方法のイメージ]

(例) 盛土等区域の面積が 2.3 ヘクタールの場合 ⇒ 5 区域に区分



[手順 1]

- ・盛土等を行う区域を面積に応じて定められた数に区分します。

[手順 2]

- ・区分の中心付近に調査地点①を選定します。
- ・採取位置付近の状況写真を撮影します。

[手順 3]

- ・調査地点①を交点とした直交線を引きます。

[手順 4]

- ・調査地点①から 5～10m の距離となる直交線上に調査地点②～⑤を選定します。

[手順 5]

- ・調査地点①～⑤において、等量の試料を採取します。
- ・採取状況を写真撮影します。
- ・なお、採取する深さは、地表から 50 c m までの土石を均等に採取するものとします。
- ・ただし、岩盤等により掘削採取が困難である場合や安全管理上の問題により、50 c m までの試料採取が困難な場合は、この限りではありません。

[手順 6]

- ・調査地点①～⑤から採取した試料を合わせて 1 試料とし、別表第 1 の左欄に記載された物質の種類ごとに分析を行います。

[手順 7]

- ・残りの各区域において手順 1～6 により土壌の汚染状況の調査を行います。

7 完了、廃止、休止時に行う手続（条例第 17 条、施行規則第 15 条）

チェック

- ☐ 盛土等が完了した場合には、完了後 15 日以内に「盛土等完了届出書（様式第 9 号）」を知事に提出する必要があります。
「水質調査報告書（様式第 7 号）」及び「土壌汚染状況調査報告書（様式第 8 号）」を併せて提出してください。※
- ☐ 完了時に実施する水質調査及び土壌の汚染状況の調査の分析が間に合わない場合は分析が完了次第、各調査報告書を提出してください。
- ☐ 盛土等を廃止又は休止した場合には、「盛土等廃止（休止）届出書（様式第 10 号）」を提出する必要があります。
「水質調査報告書（様式第 7 号）」及び「土壌汚染状況調査報告書（様式第 8 号）」を併せて提出してください。※
- ☐ 盛土等を再開する場合は「盛土等再開届出書（様式第 11 号）」を提出する必要があります。

※「開発型盛土」に該当する場合又は一時堆積の場合は、水質及び土壌調査は不要です。また、水質調査が必要となるのは処分型盛土で地下水排除工の設置が必要な場合です。

【解説】

- ・盛土等を行う者は、盛土等の工事の完了時、廃止時、休止（中断）時及び再開時には、知事に届出なければなりません。

進捗状況別 手続の整理

工事の進捗	届出の種類	提出期限	添付書類
完了	盛土等完了届出書 (様式第 9 号)	完了後 15 日以内	p. 18 を参照 (提出書類等のチェックリスト)
廃止	盛土等廃止(休止) 届出書 (様式第 10 号)	廃止・休止後 15 日以内	
休止			
再開	盛土等再開届出書 (様式第 11 号)	休止工事 の再開時	

8 変更に関する手続（条例第 11 条、施行規則第 7 条）

チェック

【盛土等を行う者・内容等に変更が生じた場合】

- ☐ 届出の内容に変更が生じた場合、変更の届出が必要となります。
- ☐ 施行規則第 7 条各号に規定する変更該当する場合は、「盛土等変更届出書（様式第 2 号）」による届出が必要です。

【解説】

- ・工事中に生じる変更の内容に応じた手続を行うことが規定されています。

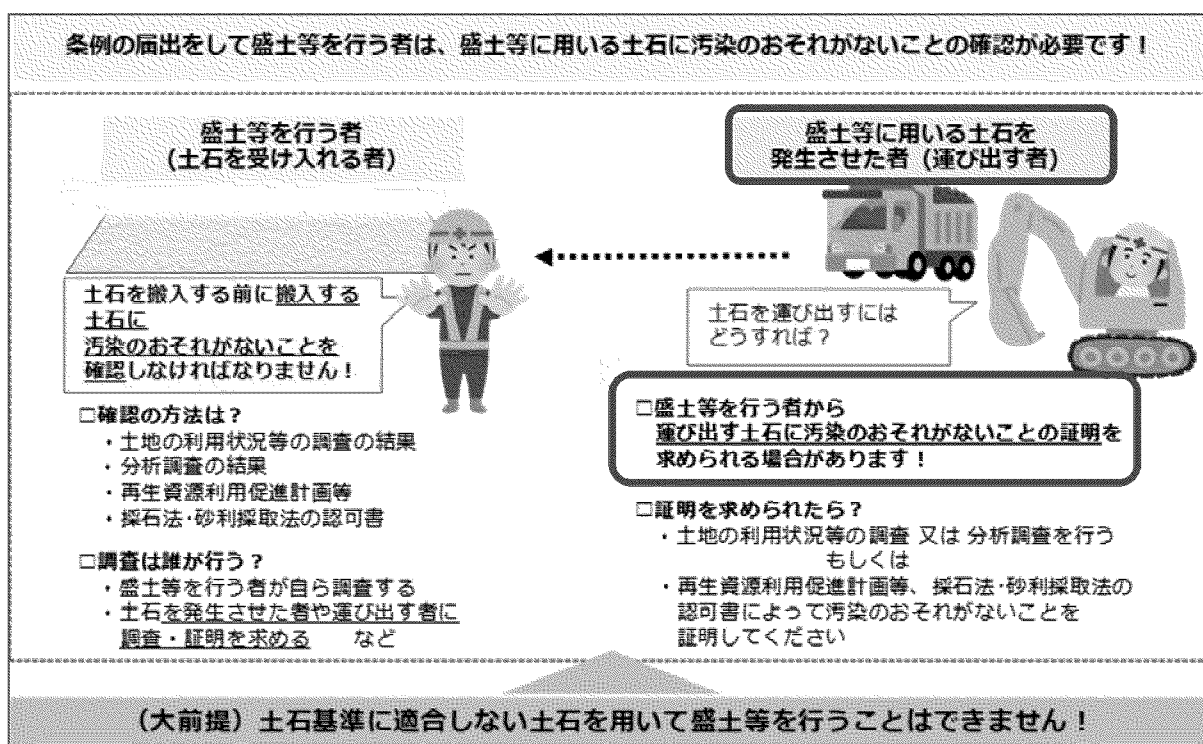
※「軽微な変更」に該当しない変更（施行規則第 7 条第 2 項）

- ・条例第 9 条第 1 項の規定による届出をした者の氏名又は住所（同項の規定による届出をした者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
- ・盛土等の目的の変更
- ・盛土等区域の位置の変更
- ・盛土等区域の面積の変更であって、面積が 3 割を超えて増加する変更
- ・盛土等に用いられる土石の量の変更であって、土石の量が 3 割を超えて増加する変更
- ・盛土等を行う期間を延長する変更
- ・盛土等に用いられる土石の搬入に関する計画の変更

9 土石を発生させる者の注意事項

- (!) 盛土環境条例では、土石基準に適合しない土石での盛土等を禁止しています。
- (!) そのため、盛土等の届出の有無にかかわらず、土石を搬入する前には「土石の発生元」及び「搬入土石に汚染のおそれがないこと」を確認しなければなりません。
- (!) 土石を発生させる者（工事業者、土石の販売者、土石を処分しようとする者など）は、盛土等を行う者（残土処理業者、ストックヤード事業者、工事業者（工事間流用）など）に土石を搬出する際には、汚染のおそれがないことを証明する必要があります。

搬入する土石に汚染のおそれがないことの確認のイメージ



- ・条例第8条では「何人も、土石基準に適合しない土石を用いて盛土等を行ってはならない」ことを明記しています。（図中「大前提」部分）
- ・このことから、盛土等の届出の有無にかかわらず、搬入する土石に汚染のおそれがないことを確認しなければなりません。

【盛土等を行う者の義務】

- ・盛土等の届出をして盛土等を行う者は、土石の搬入前に行った確認の結果を県に報告する必要があります。

10 土石を発生させる者が作成する書類

チェック

- ☐ 盛土環境条例では、汚染のないことを証明する書類として、次の書類を規定しています。

- ◇土地の利用状況等の調査（地歴調査）の結果
- ◇土壌の分析調査の結果
- ◇再生資源利用促進計画等
- ◇採石法・砂利採取法の認可書

- ☐ 土石を発生する場所によっては、盛土等を行う者（土石を受入れる者）からは、上記の書類の1または複数を求められることがあります。

【解説】

- ・盛土環境条例では、盛土等を行う者（土石を受入れる者）が土石基準に適合しない土石を用いて盛土等を行うことを禁止しています。
- ・このため、盛土等を行う者（土石を受入れる者）は、土石を受入れる前に、汚染のおそれがないことを確認するようになっています。
- ・盛土等を行う者（土石を受入れる者）を規制をしていますが、上記の制度により、土石を発生させる者が汚染のおそれのないことを証明する必要があります。

① 土地の利用状況等の調査（地歴調査）の結果による場合

チェック

- 土地の利用状況等の調査（地歴調査）は、現在と過去の地図や航空写真を入手し、その比較により今までの土地の利用履歴を把握することで、汚染が存在するおそれのないことを証明する方法です。

＜用意する資料＞

- ◇現況の国土地理院地図、住宅地図、航空写真
- ◇過去の国土地理院地図、住宅地図、航空写真

- 航空写真が入手できる最も古い時期から現在までの土地利用を確認し、次の（ア）～（ウ）のどれに該当するかを確認し、必要に応じて追加調査等を行ってください。

- 必要に応じて、上記を補足する資料を収集して、汚染の存在の状況を確認してください。

- ◇周辺住民や関係者からのヒアリング調査の情報
- ◇土地、建物の登記事項証明書
- ◇行政が保有する水質汚濁防止法等の特定施設の情報等

（ア）住宅、山林、田畑等、土石基準物質の使用等がなかったことが明らかな土地の場合

- ⇒ 汚染が存在するおそれがないと認められる土地
- ⇒ 土石発生元証明書（様式第4号）、土地の利用状況等の調査結果書（参考様式第1号）及び土地の使用履歴（参考様式第2号）に必要事項を記載し、用意した資料を添付して提出してください。

（イ）工場の事務所、作業場、資材置場、倉庫、中庭等、土石基準物質を直接扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地の場合

- ⇒ 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- ⇒ 土石発生元証明書（様式第4号）、土地の利用状況等の調査結果書（参考様式第1号）及び土地の使用履歴（参考様式第2号）に必要事項を記載し、用意した資料、使用されていたおそれのある物質について、900m³ごとに1回実施した土壌分析調査の結果を添付して提出してください。

（ウ）土石基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地や過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地の場合（ア、イ以外の土地）

- ⇒ 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
- ⇒ 土石発生元証明書（様式第4号）、土地の利用状況等の調査結果書（参考様式第1号）及び土地の使用履歴（参考様式第2号）に必要事項を記載し、用意した資料、使用されていたおそれのある物質について、100m³ごとに1回実施した土壌分析調査の結果を添付して提出してください。

【解説】

- ・汚染のおそれのないことの証明には、まずは土地の利用状況等の調査を行うことを検討してください。
- ・その上で、盛土等を行う者（土石を受入れる者）と調整し、追加調査等が必要な場合は、その調査を行うようにしてください。

② 土壌の分析調査の結果による場合

チェック

- ☐ 土壌の分析調査は、計量証明事業者が土壌の分析調査の実施を依頼して行う方法です。
- ☐ 以下の表に示した「物質ごとに行う分析の方法」に基づき行った結果が、基準値以下となっていることを確認し、土石発生元証明書（様式第4号）に必要事項を記載し、計量証明書を添付して提出してください。
- ☐ 「①土地の利用状況等の調査（地歴調査）の結果による場合」を行わないときには、全ての土石基準物質について、100m³ごとに1回分析を行う必要があります。
- ☐ したがって、まずは「①土地の利用状況等の調査（地歴調査）」を行うことをお勧めします。

<物質ごとに行う分析の方法>

物質	分析方法
1,4-ジオキサン	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）
銅	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）
上記以外で規則別表第1左欄に定める物質	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第18号） 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第19号）

【解説】

- ・土壌の分析調査は、資格を有した計量証明事業者が依頼する必要があります。
- ・①土地の利用状況等の調査を行わずに土壌の分析調査を実施しようとすると、100m³ごとに土石基準に規定する29物質の分析が必要となります。
- ・したがって、まずは①土地の利用状況等の調査を行ってから、必要に応じて土壌の分析調査を行うよう検討ください。

③ 再生資源利用促進計画等による場合

チェック

- ☐ 再生資源利用促進計画の作成に当たり、土壤汚染対策法の手続を行い、確認結果票を作成している場合は、土石発生元証明書（様式第4号）、再生資源利用促進計画及び確認結果票を提出してください。
- ☐ 土壤汚染対策法に基づく手続を行わない場合は、盛土等を行う者（土石を受入れる者）と調整の上、必要に応じて、①土地の利用状況等の調査や②土壌の分析調査を実施し、汚染のおそれのないことを補足してください。

【解説】

- ・再生資源利用促進計画は、法令等により、500m³以上の土石を搬出する工事で作成が義務付けられています。
- ・作成に当たっては、土壤汚染対策法の手続を確認することも規定されており、確認結果票により手続が確認されたものは、汚染のおそれがないものと扱うこととしました。
- ・一方で、土壤汚染対策法の規模要件未満の場合等で、土壤汚染対策法の手続がされない場合などは、盛土等を行う者と調整の上、土地の利用状況等の調査などで汚染のおそれのないことを補足するようにしてください。

④ 採石法、砂利採取法の認可書による場合

チェック

- ☐ 採石法や砂利採取法の認可を取得した場所で生産された土石（凝集剤等が使用された場合を除く。）を搬出（販売）する場合は、土石発生元証明書（様式第4号）に採石法等の認可書を添付し提出してください。

【解説】

- ・採石や砂利採取が行われる土地は、田、畑、山林であり、汚染のおそれのない土地です。
- ・このような土地で生産された土石は、汚染のおそれがないことから、発元（生産者、場所）を証明する書類である認可書が添付されていれば、汚染のおそれのない土石として扱えると考えました。
- ・ただし、凝集剤を使用した汚泥や脱水ケーキなどは、認可された場所からのものであっても、認可書で汚染のおそれがないものとは扱えません。

(参考様式第 1 号)

土地の利用状況等の調査結果書

1 調査を実施した土地				
2 土石の発生場所の土地の所有者				
3 調査実施者	自 社（所属： 氏名： ） 指定調査機関（ ） その他（ ）			
4 調査方法	・資料での確認 ・ヒアリングの実施(土地所有者、使用者、従業員、その他())			
5 調査内容				
(1) 調査の結果、地歴が判明した期間 <u>注2</u>	西暦	年	月	西暦 年 月
(2) 特定有害物質の取扱いを行っていた工場等の設置の状況	有 ・ 無 ・ 不明			
(3) 土地利用の状況(地目)				
(4) 特定有害物質の取扱い等の状況				
①取扱っていた特定有害物質の種類及び量	種類 <u>注1</u>	特定有害物質の種類： 特定有害物質の種類： 特定有害物質の種類：	量	／年 ／年 ／年
②特定有害物質の取扱いの内容及び期間				
③特定有害物質の漏洩等の事故の有無				
6 特定有害物質による汚染の状況調査の有無 <u>注3</u>	有 ・ 無 ・ 調査中			
7 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出の有無	有 ・ 無 ・ 不明			
8 その他参考となる事項 <u>注4</u>	なし			

備考 ・土石の発生場所を明らかにした図面を添付してください。
 ・登記事項証明書(登記簿謄本(コピー可))を添付してください。
 ・過去に有害物質を取扱い等していた場合は、その使用場所がわかる図面を添付してください。
 ・指定調査機関による調査を行っている場合は、その結果書の写しを添付してください。

注1 取扱い等をしていた有害物質が4種類以上ある場合は、「別紙のとおり」、と記載し別紙を添付してください。

注2 調査の結果、地歴が不明な期間がある場合は()にその期間を記載してください。

注3 特定有害物質による汚染の状況を調査している場合は、その結果書の写しを添付してください。
 ・土地の地質情報(金属鉱床が分布している)など汚染のおそれを把握するうえで必要な情報がある場合は、その内容を記載してください。

注4 水質汚濁防止法以外で、特定有害物質の使用等に関して届出等を行っている場合は、その内容を記載してください。

(参考様式第 2 号)

土地の使用履歴

所在地		時期	使用状況
市町・大字	地番		